

○明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例施行規則

平成17年4月28日規則第40号

改正

平成28年3月28日規則第9号

平成30年6月29日規則第70号

令和4年3月28日規則第6号

明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更)

第1条の2 条例第2条第5号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例別表第1第4号から第6号までに掲げる設備の床面積が増加する場合における床面積の変更
- (2) バリアフリー化（日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう施設の構造又は設備を整備することをいう。）に伴う変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の良好な教育環境を害するおそれがないと市長が認める変更

(届出書)

第2条 条例第4条及び第18条第1項に規定する規則で定める届出書は、ホテル等建築届出書（様式第1号）及びパチンコ店等建築届出書（様式第2号）とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図
- (5) 断面図
- (6) 完成予想図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(判定結果の通知)

第3条 条例第5条の規定によるラブホテルに該当するか否かの判定結果の通知は、ホテル等審査結果通知書（様式第3号）を届出者に送付することにより行うものとする。

(同意申請等)

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める申請書は、ラブホテル建築同意申請書（様式第4号）とする。

2 前項の申請書には、第2条第2項各号に掲げる図書及び当該申請をする日前14日以内に発行された登記事項証明書を添付しなければならない。

3 条例第6条第1項の規定による同意の申請をしようとする者と申請に係る土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の当該申請に係る同意書を添付しなければならない。

4 条例第6条第1項に規定する同意をするかどうかの判断をする場合において、条例第17条の2第1項の規定により明石市ホテル等建築審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くときは、市長は、条例第15条第3項に規定する報告書及び条例第16条第1項に規定する意見書の写しを審査会に提出しなければならない。

5 市長は、条例第6条第1項に規定する同意をするかどうかの判断をした場合は、ラブホテル建築同意（不同意）決定通知書（様式第5号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(着手届)

第5条 条例第6条第1項の規定により同意を得た者（以下「建築主」という。）は、当該同意に係る施設の建築工事等に着手したときは、速やかにラブホテル建築着手届（様式第6号）を提出する

ものとする。

(完了届)

第6条 建築主は、当該同意に係る施設の建築工事等が完了したときは、速やかにラブホテル建築完了届（様式第7号）を提出するものとする。

2 市長は、申請の内容及び同意の条件に適合している場合は、ラブホテル建築適合確認通知書（様式第8号）により建築主に通知するものとする。

(勧告)

第7条 条例第9条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第9号）により行うものとする。

(命令)

第8条 条例第10条に規定する命令は、ラブホテル建築是正措置等命令書（様式第10号）により行うものとする。

(公表)

第9条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市広報紙等に掲載することにより行うものとする。

(1) 氏名、住所及び電話番号（法人又は団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名及び住所）

(2) 事業計画の概要

(3) 公表を行う理由

(報告の徵収)

第10条 条例第12条第1項の規定による報告又は資料の提出の命令は、ラブホテルの建築等に係る報告等提出命令書（様式第11号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第11条 条例第13条第2項に規定する証明書は、立入調査員証（様式第12号）とする。

(標識の設置)

第12条 条例第14条及び第19条に規定する標識は、様式第13号とし、その設置期間は、建築主が建築基準法（昭和25年法律第201号）第89条第1項の規定により同法第6条第1項の確認があつた旨の表示を行うときまでとする。

2 前項の標識の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当該標識の表示内容を訂正しなければならない。

3 第1項の標識を設置した場合は、速やかに標識の内容及び設置状況がわかる写真を提出しなければならない。

(事前説明会の開催方法等)

第13条 条例第15条第1項又は第20条第1項に規定する事前説明会を開催しようとする者（以下「開催者」という。）は、建築予定敷地の周囲200メートル以内の地域に居住する住民及び当該地域を活動地域とする自治会等の役員に、その旨を周知しなければならない。

2 開催者は、事前説明会の開催場所を住民等が参加しやすい場所に設定するよう努めなければならない。

3 開催者は、事前説明会の開催を決定したときは、事前説明会開催通知書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

4 開催者は、事前説明会に参加した住民等に対し、建築計画の概要を記載した書類及び図面を配付し、当該建築計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。

5 条例第15条第3項に規定する報告書は、事前説明会実施結果報告書（様式第15号）とし、開催日を含めて10日以内に、次に掲げる図書を添付して提出しなければならないものとする。

(1) 事前説明会で配付し、又は使用した書類及び図面

(2) 事前説明会以外で住民等への周知に使用した書類及び図面

6 前項の規定は、条例第20条第1項の規定による事前説明会を開催した場合について準用する。

(意見書)

第14条 条例第16条第1項に規定する意見書は、様式第16号のとおりとし、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(1) 氏名、住所及び電話番号（法人又は団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名及び住所）

(2) 意見の対象となる事業名及び建築予定場所

(3) 良好な教育環境の保全及び青少年の健全な育成の見地からの意見

(承継)

第15条 建築主からその地位の承継を受けようとする者又は受けた者は、地位承継書（様式第17号）に、承継の事実を証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。